

## 総括表

### 平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

#### 1 国、地方公共団体における在職状況

##### (1) 国の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	320,654.0 人 ( 318,467.0 人 )	3,902.5 人 [ 2,959 人 ] ( 3,711.0 人 )	1.22 % ( 1.17 % )	8 / 43 ( 8 / 43 )	18.6 % ( 18.6 % )
行政機関	291,986.0 人 ( 289,910.5 人 )	3,620.0 人 [ 2,764 人 ] ( 3,422.0 人 )	1.24 % ( 1.18 % )	6 / 34 ( 6 / 34 )	17.6 % ( 17.6 % )
立法機関	3,655.0 人 ( 3,634.5 人 )	37.5 人 [ 30 人 ] ( 47.0 人 )	1.03 % ( 1.29 % )	2 / 5 ( 2 / 5 )	40.0 % ( 40.0 % )
司法機関	25,013.0 人 ( 24,922.0 人 )	245.0 人 [ 165 人 ] ( 242.0 人 )	0.98 % ( 0.97 % )	0 / 4 ( 0 / 4 )	0.0 % ( 0.0 % )

※行政機関のうち、未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。

##### (2) 都道府県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	337,872.0 人 ( 336,880.0 人 )	8,244.5 人 [ 6,163 ] ( 7,951.5 人 )	2.44 % ( 2.36 % )	99 / 161 ( 108 / 158 )	61.5 % ( 68.4 % )
都道府県知事部局	263,631.0 人 ( 263,256.5 人 )	6,524.5 人 [ 4,771 人 ] ( 6,358.5 人 )	2.47 % ( 2.42 % )	24 / 47 ( 28 / 47 )	51.1 % ( 59.6 % )
その他の都道府県機関	74,241.0 人 ( 73,623.5 人 )	1,720.0 人 [ 1,392 人 ] ( 1,593.0 人 )	2.32 % ( 2.16 % )	75 / 114 ( 80 / 111 )	65.8 % ( 72.1 % )

※都道府県知事部局のうち未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。  
※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関の5機関は、公表日時点で達成済み。

## (3) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	<u>1,140,348.5</u> 人 ( 1,130,049.5 人 )	<u>27,145.5</u> 人 [ <u>20,452</u> 人 ] ( 25,859.0 人 )	2.38 % ( 2.29 % )	<u>1,718</u> / <u>2,470</u> ( 1,838 / 2,367 )	<u>69.6</u> % ( 77.7 % )

※市町村の機関のうち未達成であった機関の105機関は、公表日時点で達成済み。

## (4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	<u>662,641.5</u> 人 ( 668,289.5 人 )	<u>12,607.5</u> 人 [ <u>9,335</u> 人 ] ( 12,337.5 人 )	1.90 % ( 1.85 % )	<u>39</u> / <u>100</u> ( 66 / 115 )	<u>39.0</u> % ( 57.4 % )
都道府県教育委員会	<u>577,583.0</u> 人 ( 580,328.5 人 )	<u>10,822.5</u> 人 [ 7,948 人 ] ( 10,564.5 人 )	1.87 % ( 1.82 % )	<u>5</u> / <u>47</u> ( 15 / 47 )	<u>10.6</u> % ( 31.9 % )
市町村教育委員会	<u>85,058.5</u> 人 ( 87,961.0 人 )	<u>1,785.0</u> 人 [ <u>1,387</u> 人 ] ( 1,773.0 人 )	2.10 % ( 2.02 % )	<u>34</u> / <u>53</u> ( 51 / 68 )	<u>64.2</u> % ( 75.0 % )

※都道府県教育委員会のうち未達成であった機関の2機関は、公表日時点で達成済み。

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関の2機関は、公表日時点で達成済み。

## 2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	<u>432,729.0</u> 人 ( 429,408.5 人 )	<u>11,010.0</u> 人 [ 8,407 人 ] ( 10,225.0 人 )	2.54 % ( 2.38 % )	<u>240</u> / <u>348</u> ( 258 / 337 )	<u>69.0</u> % ( 76.6 % )
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	<u>209,593.5</u> 人 ( 209,032.0 人 )	<u>5,598.0</u> 人 [ 4,327 人 ] ( 5,236.5 人 )	2.67 % ( 2.51 % )	<u>69</u> / <u>92</u> ( 76 / 90 )	<u>75.0</u> % ( 84.4 % )
国立大学法人等	<u>146,562.0</u> 人 ( 146,231.0 人 )	<u>3,622.5</u> 人 [ 2,702 人 ] ( 3,389.5 人 )	2.47 % ( 2.32 % )	<u>58</u> / <u>90</u> ( 67 / 90 )	<u>64.4</u> % ( 74.4 % )
地方独立行政法人等	<u>76,573.5</u> 人 ( 74,145.5 人 )	<u>1,789.5</u> 人 [ 1,378 人 ] ( 1,599.0 人 )	2.34 % ( 2.16 % )	<u>113</u> / <u>166</u> ( 115 / 157 )	<u>68.1</u> % ( 73.2 % )

※独立行政法人等のうち未達成であった機関の13機関は、公表日時点で達成済み。

※国立大学法人等のうち未達成であった機関の17機関は、公表日時点で達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関の18機関は、公表日時点で達成済み。

- 注1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。  
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること  
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 [ ]内は、実人員である。
- 6 ( )内は、平成29年6月1日現在の数値(本年10月22日公表の再点検結果(P.19【参考資料】参照)及びその後の訂正を反映したもの)である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 この集計は、平成31年4月3日時点の集計結果に基づき作成した。
- 8 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。